

## 海外療養費について

科研製薬健康保険組合

海外旅行中、赴任中に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。ただし、日本国内で診療を受けた場合に、健康保険の適用が受けられる治療に限られます。はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は治療対象外です。

### 支給金額の計算方法

日本国内の医療機関等で、同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から自己負担相当額（患者負担分：3割）を差し引いた額を支給します。このため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給額が大幅に少なくなることがあります。

※外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて円に換算し、支給額を算出します。

### 提出書類

- （１）療養費支給申請書：本人記入
- （２）診療内容明細書：担当医が記入し署名が必要

※健康保険用国際疾病分類番号をご証明いただく際は別添の国際疾病分類表を参照のこと

- （３）領収明細書
- （４）領収書（現地でお支払いいただいた領収書の原本）

### 海外から申請するときのご注意

- 海外へ直接送金および通知書を送付することはできません。
- （２）～（４）の日本語訳（翻訳者の住所と署名も必要です）。
- 療養費は療養費支給申請書を健保組合が入手した翌月の給与に支給されます。